

堺市同和行政協議会の見直しについて（委員任期の統一）

(1) 現在の委員任期

現在、同協議会における委員の任期は以下のように複数の開始時期があります。

- ・10月1日から2年間の任期の委員
- ・1月1日から2年間の任期の委員
- ・4号委員（市議会議員）については、議員選挙後、または、その2年後に改選が行われる

この結果、2年間の間に3回の改選が発生し、同じメンバーで2年間審議を行うことができない状況となっています。

(2) 任期を統一するメリット

任期を統一することで、以下の効果が得られます。

・委員の継続性が確保される

2年の間に委員のおよそ半数が入れ替わる現状を解消し、2年間同じメンバーで審議することができます。これにより、案件の前提条件や審議経過を共有しやすくなり、**同じスタート地点から議論ができる環境**が整います。

・会長・副会長の互選にかかる負担が軽減される

改選の都度必要となる、役職互選の回数を減らすことができ、委員の審議負担を軽減することにつながります。

(3) 任期を統一した場合の比較（○：改選、→：任期継続、欠：欠員）

・現行制度での改選予定

	2026年 (令和8年)		2027年 (令和9年)		2028年 (令和10年)		2029年 (令和11年)	
	10月1日	1月1日	7月1日	10月1日	1月1日	7月1日		
	定期改選	定期改選 【2名】	選挙後の 改選	定期改選	定期改選 【2名】	議会の規定 による改選		
4号委員（議員）	○	→	○	○	→	○		
1号委員（内2名）	→	○	→	→	○	→		
その他委員	○	→	→	○	→	→		

・任期を統一した場合の改選予定

	2026年 (令和8年)		2027年 (令和9年)		2028年 (令和10年)		2029年 (令和11年)	
	10月1日	1月1日	7月1日	10月1日	1月1日	7月1日		
			定期改選			定期改選		
4号委員（議員）	欠	欠	○	→	→	○		
1号委員（内2名）	→	欠	○	→	→	○		
その他委員	欠	欠	○	→	→	○		

(4) 任期を統一した場合の今後の協議会開催について

委員任期の統一に伴い、令和8年10月から令和9年6月まで9か月間、委員不在となり協議会を開催できない期間が生じますが、取組の停滞を防ぐため、協議会の開催を以下のとおり計画します。

2025（令和7）年度		2026（令和8）年度		2027（令和9）年度	
11月6日	3月25日	7月 (予定)	【空白（委員不在）期間】 (10月～6月)	10月 (予定)	3月 (予定)